

姫路市立小中学校 L E D 照明貸貸借

仕 様 書

令和 7 年 4 月

姫路市
教育委員会事務局教育総務部
学校施設課

目 次

第1章	業務概要	1
第2章	施設機能の確保	3
第3章	LED照明器具	4
第4章	設置作業	5
第5章	賃貸借期間中の維持管理業務	11
第6章	提出書類	12
第7章	契約金額及び支払方法	13
第8章	その他	14

【参考資料】

別紙 各学校図面

第 1 章 業務概要

本仕様書は、姫路市（以下「発注者」という。）が発注する姫路市立小中学校ＬＥＤ照明賃貸借（以下「業務」という。）の契約内容について必要な事項を示し、受注業者（以下「受注者」という。）の適正な履行の確保を図るためのものである。

1 業務名

姫路市立小中学校ＬＥＤ照明賃貸借

2 業務の目的

姫路市立小中学校の老朽化した照明器具をＬＥＤ照明器具に取り替えることにより、消費電力量削減に伴う温室効果ガスの削減及び維持管理経費の削減を図ることを目的とする。

3 業務内容

- (1) ＬＥＤ照明器具への取替作業
- (2) ＬＥＤ照明器具設置に必要な附属品一式の取替作業（廃棄物〔取り外した既存の照明器具本体・安定器その他雑材を含む。〕の移設を含む。）微量ＰＣＢ含有の確認を行い、微量ＰＣＢが含まれると判明した場合は、発注者の指示に従い、安定器の種類ごとに整理して敷地内に仮置きすること。
- (3) ＬＥＤ照明器具及び設置に必要な附属品一式の賃貸借（リース）
- (4) 設置したＬＥＤ照明器具の維持管理

4 総則

- (1) 発注者及び受注者は、約款に基づき、仕様書、図面に従い、日本国の関係法令を遵守しこの契約（約款及び仕様書、図面を内容とする賃貸借の契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- (2) 仮設、作業方法、その他賃貸借目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「作業方法」という。）については、約款及び仕様書、図面に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

5 対象施設及び対象照明器具

(1) 対象施設

姫路市立荒川小学校（姫路市井ノ口４９番地１）

姫路市立八幡小学校（姫路市広畑区西蒲田１４００番地２４）

姫路市立津田小学校（姫路市飾磨区今在家三丁目２３３番地）

姫路市立英賀保小学校（姫路市飾磨区英賀清水町二丁目 7 6 番地）

姫路市立広畑小学校（姫路市広畑区清水町一丁目 4 7 番地）

姫路市立夢前中学校（姫路市広畑区才 2 2 6 番地 1）

姫路市立飾磨西中学校（姫路市飾磨区構二丁目 9 3 番地）

姫路市立広畑中学校（姫路市広畑区小松町三丁目 8 3 番地）

(2) 対象照明器具

「別紙 各学校図面」のとおりとする。

6 賃貸借期間

令和 8 年 1 月 1 日～令和 1 7 年 1 2 月 3 1 日（1 0 年）

賃貸借開始日の前日までに全ての機器の設置を終え、使用可能な状態にすること。

その際、賃貸借開始日までは仮使用期間とし、賃貸借期間としてカウントしない。

なお、賃貸借期間終了後、受注者は発注者へ、全ての機器を無償譲渡すること。

7 他業務への協力

設置作業期間内に、対象施設において発注者による他業務の施工が生じた場合、
発注者と協議し、受注者は他業務の円滑な施工に協力しなければならない。

8 再委託について

本業務における実施の一部を委託する必要がある場合は書面により提出し、発注者の承諾を得ること。照明器具取替を委託する場合は、建設業法（昭和 2 4 年法第 1 0 0 号）に基づく「電気工事業」の許可を受けている事業者の中から、発注者における「電気工事」の登録業者のうち「市内業者」を選定する。

第2章 施設機能の確保

1 適用範囲

本仕様書は、本業務の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、業務の履行に必要と思われるものについては、受注者において完備すること。

2 疑義

受注者は、本仕様書について業務計画中又は業務実施中に不備や疑義が生じた場合は、本市と十分協議の上、遺漏のないよう業務を行うこと。

3 変更

業務の実施は業務計画表及び本仕様書に基づいて行うこと。ただし、業務期間中に業務計画及び本仕様書に適合しない箇所が発見された場合は、発注者と協議を行うこと。

第3章 LED照明器具

1 使用するLED照明器具規格等

- (1) 使用するLED照明器具（以下「器具」という。）は全てそれぞれ用途に適合する欠点のない製品で、かつ、全て新品とすること。また、図面に記載がない場合は球交換のみでは無く、器具ごと交換とする。
- (2) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）国土交通省大臣官房官営繕部監修（最新版）に準拠すること。
- (3) 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）国土交通省大臣官房官営繕部監修（最新版）に準拠すること。
- (4) 器具の入力電圧は既設と同一とし、供給側で電圧の変更は行わない。
- (5) 発注者が指示した場合は、器具等の立会検査を行うものとする。
- (6) 器具の設計寿命時間は、40,000時間以上とする。
- (7) 機器の設置については、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）第2編電力設備工事 「2.14.3 機器の取付け及び接続」によること。

2 その他

- (1) 既設器具の取付け方法・状態を把握するために、工事までに現地の調査を実施すること。
- (2) 搬入した材料及び機器については、現場作業に使用するまで変質等がないように保管すること。
- (3) 屋外の照明器具については、防雨型の照明器具を使用すること。
- (4) 新設する照明器具が、既設の照明器具（安定器等を含む。）と比較して、重量が著しく重くなる場合については、構造の安全性に問題がないことを確認すること。

第4章 設置作業

設置作業とは、契約日の翌日から行う、現場調査、承諾函等の書類作成、承諾行為及びLED照明器具の選択等の期間を含み、その後、現場にてLED化を実施し、発注者の検査を受検し合格するまでをいう。仕様書及び図面に示すとおり、既設照明器具を全てLED化する（以下「設置作業」という。）こと。

1 設置作業の期間等

(1) 設置作業の期間

契約日の翌日から令和7年12月31日まで

(2) 現場作業の日時

現場作業の日時は、原則として契約日の翌日から令和7年12月31日の土曜日、日曜日、祝日に作業すること。

平日に作業する場合は15時から18時頃まで、夏休期間（7月19日から8月28日までをいう。）については、9時から17時までとする。

給食室については、夏休期間で設置作業を終えること（発注者の検査を除く。）

2 安全対策

(1) 労働災害の防止

受注者は撤去及び設置作業中の危険防止対策を十分に行い、また、作業員への安全教育を徹底し、墜落による危険の防止や、感電等の労働災害の発生がないように努めること。

(2) 撤去及び設置中の安全確保

受注者は撤去及び設置実施に伴い、労働者の安全、災害防止等のため常々遺漏のないよう処置すること。また、労働基準法による労働安全規則に違反してはならない。

(3) 事故発生時の対応

取替え作業中に発生した事故については、速やかに発注者に報告するとともに、発注者に特段の帰責事由が無い限り、受注者の責任及び費用負担で、被害者対応、現場復旧等を実施すること。

(4) 関係車両

関係車両の入退出時間は児童の登下校時間と重ならないように事前に学校と協議を行う。同様に搬入場所や駐車スペースに関しても、学校と協議を行い学校管

理者の許可のもと決定する。学校敷地内での車の移動に関して、児童・生徒の安全に最大限の配慮をしなければならない。

(5) 過積載の禁止

機器の搬出入の際、運搬車両の積載荷重を厳守すること。

(6) 学校敷地内禁煙

学校敷地内及び周辺道路上での禁煙は禁止である。

3 実施計画書等

(1) 受注者は、『設置作業実施計画書』を作成し、発注者の承諾後、設置作業に着手すること。

(2) 受注者は、『統括責任者』と『各学校責任者』を選任し書面にて提出すること。

(3) 統括責任者は契約後、速やかに選任し設置作業全体を管理すること。

各学校責任者を選任する前の学校に立ち入る場合は、統括責任者が立ち会うこと、また現場作業期間において各学校責任者が不在となる場合は、統括責任者が代理を行うこと。統括責任者は設置作業の全てを把握でき、工程管理、安全の確保、期間内に完了させる能力のある者とする。

(4) 各学校責任者は設置作業開始前に選任し、担当する学校の現場作業期間（調査も含む）のうち作業日については現場に常駐すること。各学校責任者は、施設概要を十分に把握し、安全性に配慮し、期間内に完了させる能力のある者とする。

4 作業要件

(1) 設置作業に使用する雑材は、全て新品とする。

(2) 撤去対象は、既存照明及び安定器等附属物、発生材を対象とする。

(3) 搬入搬出経路・器具等保管箇所について、発注者と協議すること。

(4) 配線配管等については、原則既設流用すること。ただし、既存の配線配管等について劣化が認められる場合には、発注者の指示に従い補修・交換を行うこと。軽微なものについては本契約の対象とする。

(5) 必要に応じて配線配管の延長（既設接続延長を含む。）を実施すること。その際の既設配線との接続はボックス内で行い、ボックスは接続状況が確認できる場所に取り付けること。配線配管の延長やボックス等について、原則増額は行わない。

(6) 照明器具取替に伴う、天井ボード等の取替は本契約の対象としないが、開口の拡大、隙間のパテ処理等軽微な事項は本契約の対象とする。

5 廃棄物の処理

業務に伴い発生した廃棄物については、発注者の指示する場所（各学校敷地内）に安定器の種類ごとに分けて保管すること。

蛍光灯の球は取り外し、固めて保管すること。

安定器はP C B含有の有無について、P C Bの確認（メーカーによる証明書の発行、P C B含有試験調査は含まない。）を行い、種類毎に写真を撮り、P C Bの有無の証明書と共に提出する。微量P C Bの混入が判明した場合は、発注者の指示に従い、敷地内に仮置きすること。

6 各種測定

次の測定を既設照明器具撤去前とL E D照明器具新設後に実施すること。測定箇所及び測定方法についての詳細は、発注者と受注者との協議により決定する。ただし、次の測定以外の必要性が生じた場合は、協議により実施するものとする。

- (1) 絶縁測定（分電盤回路分岐回路ごとに実施すること。）
- (2) 照度測定（夜間に実施すること。）
- (7) 電圧測定
- (8) 使用電力量測定（各階の電灯分電盤の主幹ブレーカーを一定期間測定すること。）

7 設置作業における分電盤操作

撤去及び設置に伴う、既設低圧電気分電盤内ブレーカーの開閉について、受注者は事前に十分調査した上で電気主任技術者の了解を得て、受注者が開閉操作を実施すること。

8 建築物の加工

L E D照明器具設置に伴い、建築物の加工（切断等）が発生する場合、発注者の承諾を得た後に受注者が実施すること。

9 自主検査

設置作業完了後、発注者の検査前に、受注者は自主検査を行うこと。また、自主検査員を事前に届け出ること。

10 各種届出

設置作業内容により発注者が関係官庁等へ許認可申請、報告、届出等の必要がある場合、受注者はその書類作成等について協力し、その作成経費についても負担すること。また、必要に応じて届出も行うこと。

11 耐震対策

L E D 化した照明器具について、それらを吊りボルトへの固定及び器具の振れ止め、器具の落下防止等の必要な耐震対策を実施すること。詳細は、発注者と受注者との協議により決定する。

12 損傷防止及び対応

既存建築物等への損傷防止等に努め、受注者の責任範囲において損傷、汚染が生じた場合は受注者の負担で速やかに復旧すること。施工前に傷等気になる箇所については、施設担当者と立会いのもと事前確認を行う。また、撤去及び設置後は、発注者の業務に支障を来さないよう、清掃等を完全に行うこと。

13 打合せ

設置作業を円滑に進めるため、設置作業期間中は打合せを行い(2週間に1回程度)、打合せ事項等について議事録を作成し速やかに発注者に提出すること。

14 設置作業の写真撮影

受注者は、設置作業全般にわたり、工程に従って段階的に設置作業写真を撮影編集し、発注者の要求に応じていつでも閲覧できるよう整理しておくこと。また、検査の際には設置作業写真集として必要書類とともに速やかに発注者に提出すること。

なお、設置作業の写真撮影に当たっては、発注者が指定する箇所並びに記録として当然残す必要があると思われる箇所は撮影しておくこと。特に、完成後においては確認することが全くできない箇所又は確認することが非常に困難と思われる箇所をあらかじめ重点的に撮影しておくこと。

15 作業現場管理等

- (1) 受注者は、業務目的を完工させる為に、設置作業管理体制を確立して品質向上及び安全管理等の作業管理を行うこと。
- (2) 作業に携わる下請請負人についても、周知徹底すること。

16 完了検査対応

完了検査の対処で、検査書類・データ関係を随時確認出来るように体制を整えること。

17 報告書等

作業完了後、直ちに報告書(報告写真を含む。)及び成績関係を明細にまとめ速やかに提出すること。

18 試運転関係

全体試運転にて支障及び問題等がないことを確認すること。

19 管理票の貼付

受注者は、作業した全てのLED照明器具に管理票を2か所貼り付けること。管理票には、以下のことを記載のこと。

- (1) 管理番号
- (2) 設置年月日
- (3) 賃貸借期間
- (4) 受注者の名称及び連絡先
- (5) 照明器具の製造メーカー名
- (6) 事業名称
- (7) その他発注者と受注者との協議で決定したこと

20 疑義が生じた場合

設置作業に関して本仕様書に明記のない事項については、「21 準拠図書」により補完し、疑義が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

21 準拠図書

準拠図書は、次のとおりとする。

- (1) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）国土交通省大臣官房官営繕部監修（最新版）
- (2) 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）国土交通省大臣官房官営繕部監修（最新版）
- (3) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）国土交通省大臣官房官営繕部監修（最新版）
- (4) 内線規程
- (5) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- (6) 建築設備耐震設計・施工指針（2014年版）一般財団法人日本建築センター
- (8) 日本工業規格 J I S Z 9 1 1 0 : 2 0 1 1 照明基準

22 設置作業者の資格

設置作業は、電気工事士の資格を有する者が行うこと。

23 検証運転

受注者は、設置後、夜間にLED照明器具の検証運転を行い、次の要件を測定すること。

(1) 要件

- ① 賃貸借開始時の各室内の照度
- ② 賃貸借終了時の各室内の照度

(2) 検証運転に伴う測定等の必要な経費は、全て受注者の負担とする。

(3) 受注者は、検証運転を行うに当たって、あらかじめ発注者と協議の上、検証運転の内容及び測定方法等を明記した検証運転要領書を作成し、発注者の承諾を得なければならない。

24 照度分布図の提出

受注者は現場作業前までに、取替前後の照度分布図を作成し、発注者の了承を得なければならない。

25 操作研修

設置後に発注者が物件の操作対応及び故障対策に初期対応できるよう説明又は教育をするものとする。

第5章 賃貸借期間中の維持管理業務

- 1 維持管理業務として、賃貸借期間内に発注者の責によらない賃貸借対象物品の不点灯や照度不足等の不具合が発生した場合、受注者は、受注者の費用負担にて取替えや修繕（以下「修繕等」という。）を行い、速やかに適切な照明環境を回復させること。
- 2 LED照明器具等の賃貸借期間は、10年間とする。
- 3 受注者は、『維持管理業務計画書』を作成し、維持管理業務開始までに発注者へ提出すること。『維持管理業務計画書』には、維持管理業務体制及び故障時等連絡先、休日連絡先等を記載すること。
- 4 受注者は、発注者の要請に応じ、速やかに不良器具や故障発生器具を発注者の承諾を得て修繕等を実施すること。修繕等後は、修繕報告書を作成し発注者に提出すること。
- 5 発注者の許可を得ずに、賃貸借物品を第三者に売却、転貸及び譲渡等しないこと。
- 6 設置作業中に設置完了した賃貸借物品について、賃貸借開始期間前であっても発注者が使用することができる。また、この時発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用するものとする。
- 7 受注者は賃貸借期間終了後、賃貸借物品を無償で発注者に譲渡すること。
- 8 設置作業期間中及び賃貸借期間中に、発注者の都合により既に設置された賃貸借対象物品を脱着又は移設する必要がある場合、事前に受注者に承諾を得た上で、発注者の責任でそれらを行う。また、脱着及び移設後も引き続き本維持管理業務の対象とする。ただし、発注者が脱着又は移設したことに起因する不具合については発注者がその責めを負うものとする。
- 9 LED照明器具管理台帳（図面、管理票の記載）を作成し、提出すること。様式は、発注者と受注者との協議により決定するものとする。
- 10 受注者は賃借期間中において新価特約付きの動産総合保険に加入し、必要に応じて照明器具の不具合を補填すること。補償区分・内容の詳細については「Ⅲ.保守メンテナンス業務」による。
- 11 保守作業中の事故については、速やかに報告するとともに、発注者に特段の帰責事由が無い限り、受注者の責任及び費用負担で、被害者対応、現場復旧等を実施すること。

第6章 提出書類

以下の書類をそれぞれの時期に提出すること。また、対象校全ての照明機器設置完了後には、下記の書類の電子データを提出すること。

1 着手前

着手届

統括責任者選任届

各学校責任者選任届

自主検査員選任届

施工前後照度分布図

照明器具承諾図

設置作業実施計画書

(施工方法等の記載、工程表、安全対策、議事録、施工体制台帳、搬入車両の管理等)

2 完了時

完了届

試験成績表及び自主検査書

(絶縁測定、照度測定、電圧測定、使用電力量測定)

P C B 含有の有無一覧表及び有無証明書

保守体制図

工事写真

申請関係の写し

竣工図面

管理票一覧(管理番号と竣工図面を関連図けること)

その他発注者が指定するもの

第7章 契約金額及び支払方法

1 契約事項

賃貸借料に含まれる費用は、以下の内容とする。

- (1) 照明器具（灯具端末・制御対応器具その他設置に必要な附属品）
- (2) 設置作業に係る改修経費
- (3) 既設照明等の撤去費用
- (4) リース金利及び保険費用（動産総合保険・損害賠償保険等）
- (5) 維持管理費用（定期点検・部品交換・緊急修理・不点灯時の対応等）

2 支払方法

賃貸借料は月の初日～末日までを1月として計算を行い、支払いは3か月ごとに後払いとする。

年 度	支払回数	支払額
令和7年度（3か月）	1回	月額×3
令和8年度（12か月）	4回	月額×12
令和9年度（12か月）	4回	月額×12
令和10年度（12か月）	4回	月額×12
令和11年度（12か月）	4回	月額×12
令和12年度（12か月）	4回	月額×12
令和13年度（12か月）	4回	月額×12
令和14年度（12か月）	4回	月額×12
令和15年度（12か月）	4回	月額×12
令和16年度（12か月）	4回	月額×12
令和17年度（9か月）	3回	月額×9

第 8 章 その他

1 関係法令等の遵守

本業務に当たっては、以下の法令を遵守すること。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (2) 建築基準法、同施行令及び条例等
- (3) 消防法
- (4) 電気事業法
- (5) 電気用品安全法
- (6) 労働基準法
- (7) 労働安全衛生法
- (8) 循環型社会形成推進基本法
- (9) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
- (10) 資源有効利用促進法
- (11) 兵庫県廃棄物の処理及び清掃に関する規則
- (12) 兵庫県建築基準条例
- (13) 姫路市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
- (14) 建設業法
- (15) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- (16) その他、本業務に係る諸法令・通知等

2 各学校図面について

別紙の各学校図面において、「改修リスト」－「改修前」－「およそ開口寸法」については、照明器具を取り外して測定したのではなく、外形寸法をもとに寸法を記載しているので、施工前には調査を行うこと。

3 その他事項

この仕様書の定めがない事項については、発注者・受注者双方協議の上、決定する。